

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定		障害福祉課			
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止		〃			
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退		〃			
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定		〃			
○ 〃		〃			
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定		〃			
【公告】		監理課			
○ 公共測量の実施		〃			
				担当課（室）	

◎岡山県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
ハーヴェイスクリニック	玉野市東高崎24-8	H29. 9. 1
アイン薬局吉備中央店	加賀郡吉備中央町吉川7520-10	H29. 10. 1

◎岡山県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十九年十一月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
ハーヴェイスクリニック	玉野市東高崎 2 4 - 8	H29. 8. 31
郷奉メンタルクリニック北園	津山市北園町 4 0 - 1 2	H29. 9. 30
大森外科胃腸科	都窪郡早島町早島 1 2 7 5	H29. 9. 30

◎岡山県告示第五百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退した。

平成二十九年十一月二十一日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	辞退年月日
二階歯科クリニック	赤磐市西中 1 1 9 1	H29. 12. 31

◎岡山県告示第五百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
医療法人村上脳神経外科内科	笠岡市大井南 2 8 - 4	村上脳神経外科内科	笠岡市大井南 2 8 - 4	H29. 9 . 1

◎岡山県告示第五百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月二十一日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
医療法人村上脳神経外科内科	笠岡市大井南 2 8 - 4	村上脳神経外科内科	笠岡市大井南 2 8 - 4	H29. 9 . 1

◎岡山県告示第五百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十九年十一月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ももつ子くめなん

2 所在地

久米郡久米南町下弓削四九二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人岡山自立支援センター

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区中原四五番地一

三 指定年月日

平成二十九年十一月一日

四 事業所番号

三三一三八〇〇二〇七

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

トラストワークス美作事業所

2 所在地

美作市古町一七六六番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人トラストワークス

2 主たる事務所の所在地

津山市二宮六四〇番地

三 指定年月日

平成二十九年十一月一日

四 事業所番号

三三一五〇〇一五五

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

〔四九七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十九年十一月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山市中区平井	測 量 区 域
基準点測量	測 量 の 種 類
平成二十九年十一月二十七日 から同年十二月二十二日まで	測 量 期 間